

令和8年1月29日（木）10時00分～

交通政策審議会 海事分科会 第191回船員部会

【岩下労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第191回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の岩下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はウェブ会議システムを併用しての開催としております。リモートでご参加の委員におかれましては、カメラ、マイクの通信はオフ（マークにスラッシュが入った状態）のまま、ご発言される際のみカメラ、マイクをオンに、発言が終わりましたら、カメラ、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、ご発言いただく際は、画面上部のアイコンから「手を挙げる」を選択いただくか、カメラ、マイクをオンにして「部会長」と発言いただき、部会長より指名がありましたらご自身の氏名をおっしゃった後に発言をお願いいたします。

なお、会場にご出席されている委員におかれましては、発言を希望される場合は挙手をしていただき、部会長より指名がありましたら、お手元のトークボタンを押して、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言していただき、発言が終わりましたら、再度ボタンを押してマイクをオフとしていただきますようお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員19名中15名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、会場にご出席されている委員の皆様には、席上に配付をさせていただきます。また、リモートでご参加の委員におかれましては、事前にお配りした資料をご覧ください。資料は129ページ物で、各ページの右下に通し番号を振っておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、委員限りの資料としまして、2点配付しております。1点目が、「船員関係予算の推移について」とタイトルのついた資料で、A4の横、1枚物でございます。2点目が、「船員行政手続のデジタル化に向けた取組の状況」、こちらもA4の横で、11ページ物となっております。併せてご確認をお願いいたします。

議事に入ります前に、臨時委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。

労働者委員の大山委員が退任され、1月から、新たに鎌形委員が就任されました。それでは、鎌形委員、カメラ、マイクをオンにいただき、一言ご挨拶をいただければと存じます。

【鎌形臨時委員】 おはようございます。大山委員に代わりまして就任することになりました、第一中央汽船職場委員の鎌形と申します。これから、どうぞよろしく願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は、加藤部会長が所用によりご欠席のため、小西部会長代理に司会進行をお願いします。

小西先生、どうぞよろしく願いいたします。

【小西部会長代理】 本日は、よろしく願いいたします。

それでは、早速、議事を進めてまいりたいと思います。報告事項であります議題1の「令和8年度海事局関係予算概要について」、事務局よりご説明よろしく願いいたします。

【遠藤総務課企画官】 海事局総務課企画官をしております遠藤と申します。

まず、私のほうから、海事局関係予算の全体像について説明をさせていただければと思います。

資料につきましては、5ページからです。海事局関係予算決定概要という資料がついておりますけれども、7ページをお開きいただきまして、こちらにて、全体像を説明させていただきます。

7ページに記載しておりますのが、海事局におけます令和7年度補正予算と令和8年度当初予算の予算総括表になっております。

夏にご報告をさせていただいたとおり、海事局としましては、1の(1)海事産業群の競争力強化・生産性向上、(2)海事分野におけるGXの推進、(3)海事人材の確保・育成の3本柱に基づきまして、今般、予算を取りまとめたところでございます。

まず、令和8年度当初予算額につきましては、この表の左から2番目のBの欄でございますけれども、その一番下に額がございまして、105億5,600万円、対前年度比で2%減の98%ということになっております。

次に、令和7年度補正予算でございますけれども、右側、Cの欄になります。その一番下になりますが、1,211億5,400万円となっております。令和7年度補正予算と令

和8年度当初予算の合計額につきましては、一番右側のD欄になりますけれども、合計で1,317億1,000万円となっております。

令和7年度補正予算の額が、例年に比較しまして非常に大きな額となっている理由といたしましては、夏の時点でも報告させていただきましたが、日米協力を踏まえた造船についての強靱なサプライチェーンの構築については、事項要求という形をさせていただいておりましたが、こちらにつきましては、令和7年度補正予算におきまして、造船業の再生に向けた基金といたしまして、1,200億円が措置されたということが原因で、海事局始まって以来最大の補正予算の額になっているところでございます。

また、下のほうに、(2) 国交省内の他部局関係予算といたしまして、離島航路の維持確保、海事観光の推進、モーダルシフトの促進に関する予算につきましても記載をしております。

あとは資料のご紹介にとどめたいと思いますけれども、次のページの8ページから11ページまでが大きな3つの柱に沿った施策につきまして、どのような予算を措置しているかを示しております全体のサマリーになります。

また、13ページ以降につきましては、それぞれの予算項目ごとにスライドを1枚ずつ概要資料をつけておりますので、後ほどご確認をいただきまして、ご質問等ございましたら、別途いただければと思っております。

私から説明は以上となります。

【鈴木海技課課長補佐】 引き続きまして、JMET S関係の予算につきましてご説明いたします。海技課課長補佐の鈴木と申します。

同じく、お手元の予算資料7ページの総括表に沿ってご説明いたします。

JMET S関係予算につきましては、(3)の①に記載がございます。記載のとおり、JMET Sの令和8年度当初予算につきましては、62.7億円と、前年度当初予算64.5億円から1.8億円減となっております。

他方、令和7年度補正予算におきましては、閣議決定されました経済対策の中に、船員教育の質の向上、充実に向けた環境等整備との文言を盛り込んでおりまして、2億円が認められているところです。これによりまして、令和7年度補正予算と令和8年度当初予算を合わせた予算は、64.7億円となっております。

補正予算の具体的な内容についてご説明いたしますと、まず、シミュレータ設備の更新としまして、練習船大成丸のオンボード操船シミュレータの換装が0.5億円。波方校エン

ジングルームシミュレータの更新が0.4億円。練習船、学校施設の老朽化対策として0.8億円。それから、旧小樽海上技術学校の不用品撤去にかかる予算として0.3億円が措置されているところとなっております。

以上です。

【尾崎船員政策課課長補佐】　　続きまして、船員政策課から、資料のほう、通し番号26ページを用いまして、船員の確保・育成体制の強化という点につきまして説明させていただければと思います。

右上、令和8年度の当初予算額ということで、8,400万円を計上することになってございます。

中身の柱といたしましては、事業の内容のところでございますけれども、2つあります、船員の確保・育成、それから、離職者再就職支援という2本柱になってございます。こちら、内訳でございますけれども、船員の確保・育成で、約7,400万円、離職者の再就職支援の関係で、大体1,100万円という内訳で、予算額を計上することになってございます。

また、関連いたしまして、海事行政DXの推進ということで、資料のほう、通し番号33ページでございます。こちらは一昨年の11月、12月にもご議論いただきました内容でございますし、この後、議題2についてもご説明をさせていただければと思っております。この後でございますけれども、デジタル化を進めるという予算としまして、令和7年度の補正予算で、約3億4,300万円、令和8年度当初予算で、2億円を計上してございます。これらの予算を活用いたしまして、船員システムをはじめ、開発を進めてまいりたいと考えております。

また、参考ではございますけれども、45ページから47ページにつきましては厚生労働省の予算資料ということで、資料をつけさせていただいております。9月の前回の予算のご説明でもつけさせていただいておりますが、もちろん、国土交通省ではない別の会社、別の役所の予算でございますけれども、労働政策分野を所管するという点では、非常に親和性のある行政分野を、厚生労働省におきましては所掌してございます。あと、ボリュームのある陸の労働者に対する支援ということで、予算額も、海事局と比較しましても、かなり大きな予算というところがございます。この中には、陸の労働者分野にしか適用されない予算もございますが、一方、船員にも使えるような内容もございますので、そういった観点で見ていただくという点でつけさせていただくものでございます。

例えば、47ページをご覧くださいますと、多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組等というところで、厚生労働省のほうで柱を挙げておりますけれども、こちらは過去、諮問させていただきました育児・介護の両立支援というところとも密接に関係している項目でございますので、こちらにも適用する予算でございますので、こちらもご参考いただければと思います。

私からは以上でございます。

【小西部会長代理】 ご説明ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

遠藤委員、よろしく願いいたします。

【遠藤臨時委員】 遠藤です。よろしくお願いいたします。ご説明ありがとうございました。

私からは、2点質問がございます。まず、25ページの①の枠の「当初」と書かれているところなんですけれども、この当初は何を指しているのかという質問と、それから、ご説明にあった補正について、2億円というご説明だったんですけれども、この2億円は令和8年度中に使われるということで間違いはないかという確認と、それから、使用されるこの補正2億円は、どのように使用されるのかというところを教えていただきたいのですが。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。それでは、事務局、よろしく願いいたします。

【鈴木海技課課長補佐】 ご質問ありがとうございます。

まず1点目、25ページの当初62.7億円ですけれども、これは令和8年度の当初予算というところで、令和8年度中に執行を計画している予算になります。他方、隣に補正予算2億円というのが記載されていますけれども、これは令和7年度補正予算ということで、原則としては、令和7年度中に執行を計画している予算となっております。

2億円を具体的に何に使うかというところなんですけれども、先ほど説明しましたとおり、シミュレータの更新ですね。大成丸のオンボードシミュレータ0.5億円、それから波方校のエンジンルームシミュレータ0.4億円。それから、学校施設、練習船の老朽化対策0.8億円。具体的に、この老朽化対策は何かと申し上げますと、例えば、学校施設の空調設備の更新であったり、屋上の防水工事であったり、船であれば、法定通信機器の換装とか、そういったものを実施する予定となっております。

以上です。

【小西部会長代理】 ご説明ありがとうございます。遠藤委員、いかがでしょうか。

【遠藤臨時委員】 大丈夫です。

【小西部会長代理】 続きまして、齋藤委員、よろしくお願いいたします。

【齋藤臨時委員】 関連ですが、同じところですが、令和8年度予算のご説明のところ、令和8年度と令和7年度の補正、合わせて64.7という表現をされたと思うんですけども、今のご説明からすると、令和7年度中に補正予算2億円は使用されて、次年度に持ち越さないという理解だと思うんですが、それをなぜ令和8年度と、令和7年度の補正予算2億円という、表現をされるのか理解ができないのと、単純にこの表のとおり、令和7年度の当初予算を64.48、令和8年度は62.7、マイナス1.78の減額になっているわけで、説明のされ方が違うんじゃないかなと思うのですが、その点、いかがでしょうか。

【小西部会長代理】 事務局、よろしくお願いいたします。

【鈴木海技課課長補佐】 表のつくり方のご指摘だというふうに受け止めておりますけれども、従来から、こういった令和8年度当初予算を発表する際には、同じ時期に、令和7年度の補正予算というのも編成しております、そういう理由がございまして、従来から令和7年度補正予算と令和8年度当初予算を合わせる形で記載をしているところです。

【小西部会長代理】 齋藤委員、よろしいでしょうか。

【齋藤臨時委員】 あとは、25ページの独立行政法人海技教育機構の経費、課題というところで、大変重要な施設の整備、そして、練習船の整備というところで、安全に関わる問題が多岐にわたっていると思います。そういった予算措置が十分なされなければならないところで、結果、減額されているというような評価と捉えざるを得ないと思うんですが、そういったところで、この方針と、書かれている背景・課題、あと実際の予算措置が合致していないんじゃないかなと思いますという意見です。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。それでは、そのほか。

鈴木委員、よろしくお願いいたします。

【鈴木臨時委員】 ご指名ありがとうございます。

私も、今回の予算で確認をしたかったのは、令和8年度の予算というのは62億7,000万円、これは令和8年度。今説明のあった2億円というのは、令和7年度中、3月31日までに全部消化すべき予算。ということになると、令和8年度は、62億7,000万円が予算ということになるご説明かと思います。

そうすると、令和6年、7年から予算は減額されていて、これで運営がやっていけるん

でしょうかということですよ。予算がこれだからといって予算措置をしました、船員不足だと言っておきながら、その予算が十分でないのかどうか、これで足りるのかどうかということですよ。

それで足りないときは、また来年も同じように補正予算が出ると説明されても、それは不明ですよ。といいますのは、令和6年度のときの補正予算というのを前回ご説明いただいたときに約9億円ぐらいあって、今回の補正予算って2億円しかありませんということなので、単年度で62億7,000万円で、運営がやっていけるのかどうか。実際に、幾らだったらやっていけて、どうするのかという考え方が、今回の予算措置、予算だけではなくて、実際に運営ができるかどうかという実態を教えていただけるのかということが1つ。

もう一つ、厚生労働省で、船員の働き方ということで予算を取って、失業者対策や何かがあるでしょうけれども、例えば、厚生労働省の予算が決まりました、そのうち、決算報告の中で、船員が使った部分は幾らぐらいあるかということが、来年度の6月頃決算報告の中で分かるかどうか、この2つを教えていただければと思います。

以上でございます。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。それでは、事務局、よろしく願いいたします。

【鈴木海技課課長補佐】 ご質問ありがとうございます。

まず、1点目なんですけれども、62.7億円で運営ができるのかというご指摘だったと思いますけれども、ご指摘のとおり、今年度、1.8億円減という形になってはいるんですが、実はJME T Sの自己収入、来年度、2億円ほど拡大する予定となっております、自己収入と当初予算を合わせますと77.4億円が見込まれておりまして、前年度を上回る規模というのを確保している状況です。したがって、今年度と同様の運営は可能であると考えております。

以上です。

【尾崎船員政策課課長補佐】 2点目の厚生労働省の予算につきましては、厚生労働省のほうで、例えば労働者に対する予算、その中でこういった労働者の方がそれを活用されたのかということに関しましては、ちょっと厚生労働省にも確認してみないと分からない部分もありますので、その辺り、お示しできるかどうかを確認し、検討させていただければと思っております。

以上でございます。

【小西部会長代理】 ご説明ありがとうございます。

【鈴木臨時委員】 分かりました。ありがとうございます。

【小西部会長代理】 そのほか、何かご質問。

野川委員、よろしく願いいたします。

【野川臨時委員】 ご説明ありがとうございます。私からは、恒常的な課題というようなことを、ちょっとご指摘させていただきたいと思います。

この7ページの表にありますのは、令和8年度の予算額と、それから令和7年度の補正予算額で、執行時期も異なりますし、一括して論じることが必ずしも適切ではない部分もございますが、最後のDの欄のところで、一緒に足して、こういう規模ですよということが示されておりますので、ご指摘したいと思います。

今年というか今の予算は、高市内閣の肝煎りの政策で、造船をてこ入れしようということで、まず、この補正予算で1,200億という大変大きな額が示された。それから、もう一つ大きいのは、JME T Sですね。この一番右の欄を見ますと、造船に関する1,200億と、JME T Sの64億7,000万、合わせるとこれで1,264億で、一般会計合計の1,317億の8割、9割ぐらいになる。

これは、いつもJME T Sが非常に大きな予算を取りますので、そこが大体膨らんでしまうということになります。今年はそれに造船の関係が含まれている。いずれにせよ、この2つが突出しておりまして、例えば、この大きな1の(1)、(2)、(3)とありますが、(1)の海事産業群の競争力強化、(2)のGXの推進、(3)の海事人材の確保・育成、3つ同列に並べられておりますけれども、予算規模という点からいうと、格差があまりにも大き過ぎますよね。(2)の海事分野におけるGXの推進というのは、足し合わせても6,200万円にすぎない。

このようなことはなぜ起こっているかという、1つはやはりJME T Sに係る経費は固定費に近いので、どうしても毎年、極めて大きな額が、また、先ほどから出ているいろいろな船が老朽化したとか、施設を改善しなきゃいけないとかということがあるので、その部分が大きくなって、要は打って出る予算、例えばこんなふうにして船員の数を増やしていく新しいプランがあるよというようなことが、毎年もう一定の額が予算としてこれだけは取らなきゃいけないということがあるので、そこが頭打ちになってしまう傾向があるのではないかと懸念しております。

やはりこれから特に船員の確保、それから造船業における人材の確保等は、少子化と、徐々に労働力、労働市場が縮小していく中で重要ですので、ここの部分を拡充していくためには、今申し上げた予算全体の非常にいびつな構造というものについて、何かしら対応することを考えていかなければいけない。全体の額が1,300億だからといって、中身を見ると、このように、残念ながら、船員確保と造船業における人材の確保・育成は、合わせて1億5,000万円しかないわけです。造船業は1,200億ですから、これは何分の1になるでしょうか。

こういうようなことを踏まえて、もちろん今後の問題ではありますが、そして、これは恒常的な海事局の予算の課題でもありますけれども、ぜひ、これから打って出ていかなければならない時代にあって、これを検討していただきたいというように思います。

私、JMET Sの在り方検討会の座長をしております、いろいろな課題があるなど思いつながら、この表を見ておりました。大変老婆心というか、男だから老爺心でございますけれども、ご検討いただければと思います。

以上です。

【小西部会長代理】 野川委員、どうもありがとうございます。何か事務局からございましたら、よろしく願いいたします。

【遠藤総務課企画官】 ご指摘ありがとうございます。

まさしく委員のおっしゃるとおりで、やはり構造的に頭打ちになっていて、JMET Sの割合が非常に多い海事局予算、シーリングがある中で、我々としても、これは非常に問題だと思っております。

そういう意味で、これまでも関係部局ですとか、ここに載っていませんけれども、他省庁の予算を使うなどして、限られた予算の中で海事局、してきておりますけれども、おっしゃるとおり、これから、造船だけじゃなくて、海運船員含めて、海事産業群の強靱化、全体進めていく必要がございますので、今後、令和9年度要求に向けましても、いろいろと、どういうことができるか、しっかりと受け止めて工夫をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

【小西部会長代理】 ご説明ありがとうございます。よろしいですかね。

そのほか何かご質問等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に進めてまいりたいと思っております。審議事項の議題2の「船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案について」

でございますが、前回の部会にて諮問のあった案件でございます。

1月9日までとしていました各委員からのご意見の状況につきまして、事務局よりご説明よろしくお願いたします。

【尾崎船員政策課課長補佐】 船員政策課の尾崎でございます。意見の状況につきましてお話しさせていただく前に、諮問時から資料の修正についてございましたので、そちらにつきまして、まずはお話をさせていただければと思っております。

資料につきましては、48ページからとなっております。通しページ、53ページをご覧いただければと思います。

3番の今後のスケジュール（予定）につきまして、諮問時には、公布につきまして、令和8年2月中旬から下旬としていたところを、2月下旬とさせていただいております。これら修正をしておりますので、ご確認いただければと思っております。

それでは、議題2につきまして、1月9日までとしておりました各委員からのご意見につきまして、ご報告申し上げます。

特に、船員行政のデジタル化等につきまして、委員所属の複数団体様より、具体的なデジタル化の絵姿であったりとか、どのような運用方法となるのか等に関しまして、ご質問、ご意見等を頂戴してございます。

ご意見をいただきました団体様に関しましては、別途ご説明の機会をいただきまして、ご説明させていただいているところでございますけれども、今回この場をお借りしまして、卓上配付しております資料を基に、改めてご説明させていただく機会を頂戴したいと考えております。

それでは、横11枚物の船員行政手続のデジタル化に向けた取組の状況、こちらの資料に沿って、改めましてご説明をさせていただければと思っております。

こちらの資料、昨年度2024年の12月、第178回船員部会におきましてお示しさせていただきました資料を中心に、今回予定されております船員デジタル化の方向性であったりとか、どのような形になるのかということ、今回回答申いただきたい省令の改正との関係性、こちらにつきまして、改めましてご理解いただきたいという目的で作成しております。

それでは、表紙から1枚おめくりいただきまして、右下、1ページでございます。こちら、取組の基本的な考え方、3点お示しさせていただいているものでございます。

1つ目、これまで、窓口出頭が前提でございました手続をデジタル化することによりま

して、出頭不要とすること。2つ目、これまで、船長・船員主体で手続きいただいていたもの、こちらを船舶所有者が実施するようにできるようにするという点。3つ目、窓口で申請を前提としていたところの申請全体をオンライン申請を前提にした仕組みとする。こういったところ、3本、抜本的に見直して再構築することを目指すということをご説明させていただきます。

右下2ページ、1枚おめくりくださいませ。こちらにつきましては、例えば、雇入届出の際に必要な手続きにつきまして、必要となる書類を示しております。こちら、例えば雇入れの届出書であったりとか海員名簿、船員手帳、資格の証明書、こういったものに加えまして、雇入れの契約書であったり就業規則、船舶検査証書、これらアナログである原本を、地方運輸局の窓口に出頭いただいて手続きをいただいている、そういう現状となっております。

1枚おめくりいただきまして、右下3ページになります。先ほどの書類につきまして、現状、誰が作成して記入しているのかなどを示しております。例えば、先ほどお示したような船員手帳、こちらは船長の方が記入しまして、雇入届出書であったりとか、船長が記入した海員名簿、あと、船員の方がお持ちの資格証明書、こちらを合わせて、運輸局のほうへ出頭して、申請いただいている。その中で、運輸局において、確認、審査をし、受理印をしている、そういう一連の流れになっております。

こういったところをデジタル化するに当たりまして、昨年、船員法を改正させていただいて、デジタル化するための法令的な整備をさせていただいているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、右下4ページになります。こちらが、では、デジタル化することによってどうなるのかというところの変化を示しております。

雇入れの手続きのデジタル化につきましては、令和9年4月、2027年4月の開始を予定しております。例えば、これまで船長が記入しておりました船員手帳、こちらを船舶所有者がシステムを使いまして、必要事項を記入した書面を交付したというところでございますとか、そういった手帳への記載が不要となるというところでございます。あと、海員名簿につきましても、船舶所有者がシステムを活用しまして、オンラインから入力を可能とするというところの変更を予定しております。

また、そういったところをオンラインに申請しまして、いろいろな情報を有機的につなげるというところでございますとか、それに伴う申請の窓口としての船舶所有者マイページであったりとか、船員がそういった情報を確認するための船員マイページ、こういった

ところも併せて、システム上の整備を進めておるところでございます。

1枚おめくりいただきまして、5ページ目でございます。先ほど少しご紹介させていただきましたが、船員マイページ、船舶所有者マイページを含めた船員システムの全体の概要でございます。例えば、左側、船員の方が、実際に今後オンラインの手続をする際に、e-Govという電子申請の窓口、今は運輸局というリアルな窓口がございますけれども、そういったところがデジタル化されることによって、デジタル上の窓口とお考えいただくと分かりやすいかと思っております。そういったe-Govという窓口であったりとか、あと、情報を確認するための船員マイページといったものを今整備しております。

そういったところ、多要素認証であったりとか、セキュリティーを担保しつつ、そういった情報の確認であったりとか、オンライン上でできるようなことを、今システム上で検討しているところでございます。

右は、船舶所有者の方が、雇入れの届出であったりとか、そういったところの窓口となる船舶所有者マイページ、こういったものも、船員システムの中で、今検討しているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページでございます。これはもう少し手続のフローと併せてご説明したものになっております。例えば、左側の船員の方が、こういった資格証明書を申請したいという形になりますと、真ん中の灰色の部分、e-Govというオンライン上の窓口にて申請をいただいて、そういった情報が、船員システムの中、例えば行政の事務機能を具備しておりますので、そういったところで、運輸局の職員等が確認をして、審査をして、必要な電子証明書を作成して、またe-Govを通して船員の方に資格証明を発行する、こういった機能を今検討しておるところでございます。

具体的には、誰がどういうところでこういった申請をするのかというフローも今検討しておるところでございます。こちらにつきましては、明らかになりましたら、改めてご説明をさせていただければと思っております。

1枚おめくりいただきまして7ページ、こちら少しお話は変わります、船員手帳に特化したご説明になっております。

左側、現状、現行の船員手帳につきましては、情報を網羅した形、様々な船員の方の、例えば身分証明の機能であったりとか、資格の証明であったりとか、雇入契約、こういったふうはどういった時期にどう乗っていたのか、そういうところを網羅的に今集約した形になっております。

今後、デジタル化することによって、どういったことが変わるのかというところが、右側に記載しておるところでございます。簡単に申し上げますと、記載事項につきましては、身分証明に係る機能に特化するような形で検討しておりまして、それ以外のものはなくなるのかというところとそういうわけではなくて、デジタルの形、ここでは船員マイページと書いておりますが、船員マイページの中からそういった情報を確認いただける、そういう形にしようというところを今検討しているところでございます。

1枚おめくりいただきまして8ページ、こちら、具体的にどういったものが船員手帳に残り、どういったものがデジタル化、例えば船員マイページで閲覧ができるのかというところを示しております。

上の紫色、青色で示したところ、身分証明の機能につきましては、船員手帳の中に記載し、それ以外は船員マイページで閲覧が可能になるという形を検討しております。

1枚おめくりいただきまして、9ページになります。こちらは、令和8年4月から開始されます航海当直部員等の資格証明に係る手続につきまして、ご紹介させていただいております。

こちらの左側、現行、例えば船員手帳への証印であったりとか、衛生管理者適任証書というようリアルな形の紙での証明書になっておりますけれども、こういったところの発行が、今後、船員手帳の記載事項から削除されたり、e-Govから申請できるようになったり、そういったところをお示ししている形になっております。

10ページにつきましては、これまでの説明を簡単にまとめたものになっております。簡単に申し上げますと、現行、雇入届出ですと、船員手帳を確認するであったりとか、そういったところが中心だったものを、オンラインで確認できるようにする、そういったところをお示ししているところでございます。

最後、11ページになります。こちらは今後のスケジュールをお示ししているところでございます。令和8年4月から、具体的には、航海当直部員の認証等に係る証印の電子証明書への移行、こういったところがスタートになってまいります。令和9年4月からは、新たな船員手帳の発行が開始されまして、同時に船員マイページ、船舶所有者マイページも、機能の提供が開始されます。こういったところのスケジュールをもって、今後、進めさせていただければと思っておりますところでございますが、今回の省令改正、答申をいただきたい省令改正との関係につきましては、一番下の赤字の部分です。こういったデジタル化を進める上で、船員法を改正させていただいて、今回、その中で、省令で位置づけない

といけない部分につきまして、省令を改正させていただきたい、そういう内容を、前回諮問させていただいて、今回、答申をいただきたいという形になっております。

例えば、雇入契約時における船員の勤務に関する事項を記載した書面の交付方法であったり、様式を規定するとか、あと、手帳への証印に代わる適任証書の交付、申請のオンライン化というところ。法律には直接関係ないですけれども、デジタル化という観点では、衛生管理者、救命艇手、船舶料理士の資格に係るオンライン化、こういったところを省令改正させていただきたいというところが、今回ご答申をいただきたい内容になっております。

先ほどご説明した中にも、雇入契約届出のオンライン化でしたり、船員手帳の様式をどうするのか、そういったところを9年の4月から本格的にスタートしますので、そこに間に合うような形で、来年度、改めましてこちらを、省令改正が必要な部分につきましては、諮問をさせていただければと思っております。

最後になりますけれども、デジタル化に関しましては、船員の皆様であったりとか、船舶所有者、事業者の皆様が、現在行っている手続に変更が生じる部分も多くあると考えております。一方で、窓口の出頭が不要になるというところ、メリットも多く存在すると考えておまして、私どもといたしましても、皆様がスムーズにデジタル移行できますように、運用に当たりますとは、混乱が生じないように別途説明の機会をさせていただくなど、丁寧に対応させていただきたいと考えております。

私から説明は以上でございます。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。

それでは、答申の決定につきまして、この場で確認をしてみたいと思います。本件につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

遠藤委員、よろしくお願いたします。

【遠藤臨時委員】 よろしくお願いたします。

まず、1点確認がございます。今、船員行政手続のデジタル化に向けた取組の状況というところで、過去のおさらいも含めて、今の進捗といいますか、そういったご説明があったわけですが、ここの1ページ目を開いていただくと、下に「法的効果を失わないことを前提に、船員行政手続のデジタル化を実現」という記載があるんですが、これは、もともとの船員行政の手続のデジタル化に向けたこの取組についての論議を行ううえで、まず最初に確認したと思うんですが、船員手帳の機能を損なうことなく労務軽減が図られる

ことが目的であったと、そういった趣旨で、船員行政のデジタル化を進めていくということとで間違いないでしょうか。

【小西部会長代理】 いかがでしょうか。

【尾崎船員政策課課長補佐】 ありがとうございます。

ご認識のとおりかと思えます。これまでの機能を損なわないような形で、一部は紙に残す、一部はデジタル化する、そういうお考えで差し支えないかと思えます。

以上でございます。

【小西部会長代理】 続けて、よろしく願いいたします。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。

それから、今回、資料2で諮問されているこの電子化のそれぞれの資格証明といいますか、適任証書などがあると思うんですが、この部分については令和8年4月からスタートして、新船員手帳の発行手続などのデジタル化については令和9年4月から開始されるということでしょうか。

【小西部会長代理】 よろしく願いいたします。

【尾崎船員政策課課長補佐】 ありがとうございます。ご認識のとおりでございます。

【小西部会長代理】 よろしく願いいたします。

【遠藤臨時委員】 今回の資格証明、それから航海当直部員などの証印が電子化され、オンラインで開始されるということなんですけれども、先ほど、関係団体も含めて丁寧に説明していくというご説明があったんですが、今の紙の証書、それから、航海当直部員であれば船員手帳への証印というものがなくなるわけですので、雇入れ届時の対応などどうなるのかというところを教えてほしいんですけれども。

【小西部会長代理】 よろしく願いいたします。

【尾崎船員政策課課長補佐】 ありがとうございます。

雇入れの手続自体のデジタル化は、9年4月から開始されますが、それに先立って、資格証明のデジタル化、こちらにつきましては、8年4月から開始するという形になろうかと思えます。

雇入れの手続につきましては、9年4月から開始されますが、先ほどの資料でご説明いたしますと、4ページが分かりやすいかと思えますが、こういった雇入れの届出書であったりとか船員手帳、海員名簿、資格証明書、こういったところが、入力であったりとか、申請自体がオンライン化されるというところ、これまで船長であったりとか、船員の方が

申請していただいたところを、船舶所有者の方もできるような形にするというところが変更点になっております。

具体的には、船舶所有者の方が、船員システムの船舶所有者マイページというところから申請をいただきまして、その中で、いただいたものを運輸局等で審査をするという形になっておりまして、船員の方には、乗船記録情報とかを船員マイページで見ていただくような形にしたり、船舶所有者マイページには、例えば海員名簿が自動で発行されるような機能を具備したり、そういうところが変更点になるということを予定しております。

こちらは9年4月からでございますので、具体的な運用はちょっと今、システムの開発も含めて検討中の部分もございますので、ここはまた明らかにできる時期に、改めまして丁寧にご説明をさせていただければと思っておるところでございます。

以上でございます。

【小西部会長代理】 いかがでしょうか。

遠藤委員、よろしくお願いいたします。

【遠藤臨時委員】 令和9年4月から、新たな船員手帳のデジタル化も含めて、先の話は、まだ不完全だと思えます。海員名簿の話もありましたが、これの扱いや、新船員手帳と既存の船員手帳が混在するわけですから、その辺も含めて、詳細や、どのようになっていくのか、その進捗状況等も適宜ご説明いただきたいですし、ただ、今回の資格証明などの電子化は、ペーパーなり証印なりがないということなので、これをどのように証明するのか。本来であれば航海当直部員の証印を受けるものが、4月からは証印がないということで、雇入手続上において、どのようにして確認するのか、教えてほしいのですが。

【小西部会長代理】 事務局、よろしくお願いいたします。

【尾崎船員政策課課長補佐】 ありがとうございます。

資格証明の作成につきましては、本人がe-Govで申請するという方法と、本人が運輸局に出頭いただいて、職員が代理で申請するという流れを検討しておるところでございます。実際にその審査を受けて、交付自体は、e-Govから電子証明書というものを受け取るという形でございます。あわせまして、職員が代理で入力した場合は、窓口において交付するというような2つのルートを検討しておるところでございます。

こちらは、実際に船員マイページができるまでは、印刷して手に持っていただくという運用を今検討しておりまして、あわせまして、現行の船員手帳をお持ちの方は、証印であったり、確認印も可能とするというところで、先ほど遠藤委員がおっしゃっていたとおり、

デジタルとアナログが並行して混在するという時期が一定存在すると感じておりますので、そういったところはしっかり船員の方であったりとか、事業者様に周知しまして、どういった運用になるのかというところは丁寧に説明させていただければと思っております。

以上でございます。

【小西部会長代理】 遠藤委員、何かございましたらよろしく願いいたします。

【遠藤臨時委員】 とにかく、4月からはデジタル化が始まるけれども、そういう証明関係などは、要は紙で持つておかないと駄目だということですよ。

【小西部会長代理】 よろしく願いいたします。

【尾崎船員政策課課長補佐】 はい、おっしゃるとおりでございます。完全にデジタルに移行するということは、当初は難しいかと考えております。一定、紙で印刷いただいて、お持ちいただくという運用も並行して存在すると考えております。

【小西部会長代理】 お願いいたします。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。

いずれにしても、今までの船員手帳の航海当直部員の証印であったり、それぞれ資格証明などについては、4月からは、証書としては発行しないけれども、当面は、その電子証明書などはプリントアウトして、紙でもって対応しないといけないということなので、それであれば、そういった周知の徹底をお願いしたいと思います。

特に、現場で雇入れの手続を行うときに、4月以降に現場で混乱しないように、しっかり対応していただきたいということと、それから、必ず船員手帳と合わせて資格証明などの電子証明書の写しを持って乗船するよという周知の徹底はしていただきたいと思えます。

それから、日程的にもわずかしかないかと思うんですけども、この辺の説明をどういった形でやっていこうと考えておられるのか、教えてほしいんですけども。

【小西部会長代理】 事務局、説明をよろしく願いいたします。

【尾崎船員政策課課長補佐】 ありがとうございます。

先ほどの周知の徹底につきましてはおっしゃるとおりかと思っておりますので、しっかりやらせていただければと思っております。

具体的には、3月上旬頃から事業者の皆様に対する説明会等を検討しておりますが、その方法であったりとか、その点につきましては今検討中でございますので、各団体の皆様であったりとか、そういったところにいろいろとご協力をお願いすることになるかと思

いますので、引き続き、ご協力のほど、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

【小西部会長代理】 よろしいですかね。

【遠藤臨時委員】 はい。

【小西部会長代理】 そのほか、ご質問等。藏本委員、よろしくお願いいたします。

【藏本臨時委員】 内航総連の藏本です。お礼が1件とお願いが1件ございます。

前回の委員会後に、我々総連のほうに来て、説明をいただきました。誠にありがとうございます。

この船員行政のデジタル化は、我々業界としても、乗組員の労務負担の軽減に大きな進展があると期待しております。また、各種事務手続の詳細については、今後、検討の上で、相談しながら進めていくという説明を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

一方、遠藤委員が質問を具体的にされて、役所のほうが回答いただいておりますが、小規模事業者の中には、事務所にデジタル申請を行うためのパソコンがない事業者がまだございます。そういう事業者が置き去りにならないような形で進めていただくようお願いをして、終わります。

【小西部会長代理】 どうもありがとうございます。

事務局から、よろしくお願いいたします。

【尾崎船員政策課課長補佐】 ありがとうございます。

委員のおっしゃるとおり、小規模の事業者様につきましては、一定、PCを導入いただかないといけないとか、そういったご負担をおかけする部分もあろうかと思えます。

一方で、おっしゃっていただいたとおり、利便性の向上にも寄与するものかと思えますので、そういったところをいろいろと事業者の方にご説明いただく中で、丁寧に対応させていただければと思っておるところでございます。

以上でございます。

【小西部会長代理】 よろしいでしょうか。

【藏本臨時委員】 はい。

【小西部会長代理】 そのほか、ご質問等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、国土交通大臣から諮問第494号をもって諮問された件につきましては、適当であるとの結論とし、海事分科会長にご報告したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小西部会長代理】 ありがとうございます。そのような形で進めてまいります。

それでは、次の議題に移ります。課題3の審議事項である「2026年度船員災害防止実施計画について」、事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

【横田産業保健企画官】 産業保健企画官の横田でございます。資料3に基づいて、説明させていただきます。

通し番号で70ページ目でございます。船員の災害防止基本計画を5年ごとに作成しているところでございますが、この実施を図るため、年度ごとの実施計画を作成しております。

現在、基本計画は第12次でございまして、2023年度から2027年度の5年間でございます。2026年度の実施計画につきましては、この第12次基本計画の4か年度目の実施計画でございます。

資料ページのほう少し飛んで、107ページ目から概要をつくらせていただいておりますので、そちらで説明させていただければと思います。

実施計画は、船員災害の減少目標、そして重点を置く災害の種類、主要対策、その他の重要事項を、5年間の基本計画から引用して記載しております。ただ、時点的なもの、現在の進捗について確認するということもございます。108ページ目をご覧ください。

2024年度の船員の災害発生実績を載せさせていただいております。大きく分けまして、横の行で見てくださいまして、死傷災害と疾病で分けさせていただいております。上から、一般船舶、漁船、全体と内訳を行で示させていただいております。黄色でハイライトしているところは、2024年度の目標と実績でございます。

目標につきましては、基本計画全体について、第11次の年度の平均からの減少率を見る形にしております。2024年度の実績につきましては、まず、死傷災害については、一般船舶で目標達成状況がB、漁船、全体でAとなっております。こちら、Aにつきましては「目標値に達した」、Bにつきましては「現時点で目標値に達していないが、改善傾向にある」でございまして、死傷災害につきましては減少しているところでございます。

一方で、疾病でございます。こちらは一般船舶、漁船、全体ともにDとなっており、悪化している、疾病については増えているということが現状でございます。この理由のほう探ったものが109ページ目からでございます。

一番大きな要因でございますが、109ページのところ、インフルエンザについてでございます。前計画年度が2018年度から2022年度でございますが、この5年間につ

きましては、インフルエンザの発生が件数としては少ない5年間でもございました。この間、コロナウイルスの感染症がございました。統計上の理由でもございますが、コロナウイルスの感染につきましてはこの疾病の中から除くという形にしておりましたので、その分が計上されず、インフルエンザは少なかったというところ、そして、2023年にはコロナウイルス感染症のほうが増え、代わってインフルエンザのほうが増えてきたことがございます。右側に陸上のインフルエンザの疾病報告も載せさせていただきましたが、2023年に増えているという、この傾向が船員のほうでも表れた。これによって疾病の数が増えたというところが一番大きい理由でもございました。

ほかの理由について、110ページ目でもう一つ載せさせていただいております。それがメンタルヘルス系の疾病でもございます。こちらまだ数は大きくないところでございますが、2018年度から2022年度の平均よりは、2023年度・2024年度はメンタルヘルス系の疾病が少し増えているという状態でもございます。こちら陸上の労働者と比べてどうかというところを見ていきますと、陸上の労働者ですと大体0.5%強というところがメンタルの疾病の発生でもございますが、船員につきましては、こちら0.06%で、発生率で見ると船員はまだ少ないという現状でもございます。

もう一つ、111ページ目に載せさせていただいておりますのが熱中症でもございます。こちら数として大きいものではございませんが、2024年度につきましては、陸上も多かったというところでもございますが、船員についても過去よりは多い数の熱中症の発生がございました。また、初めて死亡者が出るというところでもございました。厚生労働省のほうから注意喚起等がなされているというところもありまして、船員に対しましては我々のほうから注意喚起等させていただいたところでもございます。こういった理由もございまして、疾病のほうが増えているというところでもございました。

107ページ目の概要のほうに戻らせていただきまして、こういった疾病の特徴も捉えまして、重点を置く災害の種類、2番のところでもございますが、熱中症を年度の実施計画の中に加えさせていただいております。

併せて主要対策、熱中症の予防対策というところで、作業環境であるとか、作業管理であるとか健康管理、こういったところを既存のガイドラインや健康のハンドブックも活用して予防対策、また、起きたときにどうしたらいいかという確認を進めていただきたいという内容を計画に示させていただいております。

以上が基本計画に基づいた年度の実施計画と、このたび特に実施計画に年度の取組とし

て追記させていただいた熱中症関連についての説明でございます。

以上です。

【小西部会長代理】 ご説明ありがとうございました。

それでは、本件につきましてご質問等ございましたら、よろしくお願いいいたします。いかがでしょうか。遠藤委員、よろしくお願いいいたします。

【遠藤臨時委員】 よろしくお願いいします。

まず、質問1点です。108ページのそれぞれ発生率、発生人数、船員数という区分けで書かれているわけですけれども、この船員数のところでいきますと、死傷災害6万5,293人、あと疾病6万5,293人ということで、船員数の記載があるわけなんですけれども、これはどの時点での船員数の人数なのかというのが分かれば教えてほしいんですけれども。

【小西部会長代理】 事務局よりよろしくお願いいいたします。

【横田産業保健企画官】 船員数の時点につきましては、2023年の10月1日でございます。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。

すみません、いいですか。

【小西部会長代理】 どうぞ。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。

続いて、109ページ、110ページ、それから、111ページに亘ってなんすけれども、インフルエンザ、メンタルヘルス関係と熱中症なんですけれども、インフルエンザのところも含めて、この3つなんですけど、大体、内訳ですよ、外航、内航とか、旅客船とか、そういった部門別ごとの集計というのをされているのであれば教えてほしいんですけど。

【横田産業保健企画官】 まず、インフルエンザでございます。2024年度インフルエンザの件数が全部で71でございますが、このうち一番多かったのがその他船舶というところで31、次が内航の旅客などにつきまして20、漁船が10、内航の貨物が5、そして、外航旅客等が1でございます。

次にメンタルヘルスでございます。こちら一番多かったのが内航の旅客で16件、次がその他船舶で15、次が内航の貨物等で5、漁船が3、そして、外航旅客等が1件というところでございます。

最後、熱中症のところでございます。こちらにつきましては全体で16でございます。

その中で13件が漁業、2件が内航、そして、1つがその他船舶というところがございます。

【小西部会長代理】 いかがでしょうか。よろしくお願いします。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。

インフルエンザの部分でいくと、23年からは減少傾向にあるんですけども、部門別でいくと、増えている部門というのはあったのでしょうか。それから、メンタルヘルスもそうなんですけれども、熱中症は圧倒的に漁船だというのは分かるんですが、このインフルエンザのところとメンタルヘルスのところでいくと、この23年と24年の推移、比べて増えている部門というのはどこなのか、そういった分析はされているのか、されていないのか。されているのであれば教えてほしいんですけども。

【横田産業保健企画官】 まず、インフルエンザでございます。23年度から24年度にかけては、全体が86から71と減少している中で、その内訳は多くのところが減少しておりますが、内航の旅客につきましては、2023年が13件であったものが2024年度につきましては20件で、少し増えているというところがございます。こちらがインフルエンザでございます。

メンタルヘルスにつきましては、2023年が32件、そして、2024年が40件でございます。こちらにつきましては、内訳で見ていきますと、内航につきましては16件・16件で変わっておりません。そして、その他船舶が11から15で4件増加、漁船が4から3で1件減少、内航の貨物が1から5で増加、外航が2023年ゼロだったのが1件で、全体的に件数が多いというわけではない中ではございますが、内航の貨物とその他船舶、ここは官公庁船と曳舟でございますが、そういったところが少し増えているというところがございます。

【小西部会長代理】 遠藤委員、よろしくお願いします。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。インフルエンザ等については、やはり旅客船関係がちょっと増加傾向になったと思います。全体的に陸上と船員を比較してみても、インフルエンザの発生件数が減っている中において、この旅客船部門で増えているというところは、不特定多数の方が乗ってこられて、感染してしまうということが考えられますので、その辺の予防についても周知徹底していただきたいと思います。

それから、漁船の熱中症のところ是件数をいただきましたが、漁船を含めて熱中症、陸上のほうでも差が出ていますので、この熱中症対策について徹底すれば逆に減らせられる

のではないかと思いますので、その辺の周知徹底をお願いしたいと思います。

【小西部会長代理】 事務局、いかがでしょうか。

【横田産業保健企画官】 ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、インフルエンザの感染症の予防の対策、特に接点となる、人との接触が多いようなところでマスクの着用などの対策や、熱中症対策につまましてきちんとできるようにアナウンスの仕方等考えさせていただければと思います。ありがとうございました。

【小西部会長代理】 遠藤委員、よろしく願いいたします。

【遠藤臨時委員】 よろしく願いします。

それから、すみません、最初に聞いた10月1日時点というご説明だったんですけども、これはどこで集計したもので、どういうふうにして算出というか、統計されたものなのか、データの出どころといいますか、そういうデータの取り方について教えてほしいんですけども。

【横田産業保健企画官】 船員の人数につきましては、事業状況報告書のほうから引用しているものでございます。

【小西部会長代理】 遠藤委員、よろしく願いいたします。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。今ご説明あった報告だと、この船員数の部分でのデータの取り方といいますか、どこを見てもなかなか同じような数字には、近い数字になっているんですけども、そういったこともありましたので、どういった状況でどういった取り方をしているのかというところを少し参考にさせていただこうと思ひまして、質問させていただきました。

以上です。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。松本委員、よろしく願いいたします。

【松本（冬）臨時委員】 ありがとうございます。大日本水産会の松本と申します。

これまでの実績を踏まえて翌年の2026年度の実施計画ということで整備、計画されたと思うんですけども、107ページの3の（1）死傷災害防止対策の漁船の部門で新規にということに、2月14日以降、STCW-F条約に日本も批准するというので、漁船も、要するに基本訓練の義務化というところで、該当する船舶って限定的だと思うんですけども、それ以外の船員法適用船、この基本訓練の推進の仕方というのを国のほう

で何かお考えがあれば教えていただきたいという、質問でございます。

以上でございます。

【小西部会長代理】 事務局、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 労働環境対策室長の成瀬でございます。私のほうからご回答いたします。

基本訓練は、実技に限らず、座学もありますので、座学も含めると、船員法上の全船員に適用がありまして、それで基本訓練の推進の仕方について、この船員部会でもご案内させていただいたとおり、運輸局を通じて管内の事業者様に周知するというのと併せて、業界団体様のご要望も踏まえて、要望があれば直接事業者様のほうにも説明会を開いて周知させていただくという形で、2月14日の適用日に向けて周知を図っております。

以上でございます。

【小西部会長代理】 いかがでしょうか。

【松本（冬）臨時委員】 ありがとうございます。

【小西部会長代理】 そのほかいかがでしょうか。鈴木委員、よろしくお願いいたします。

【鈴木臨時委員】 ご指名ありがとうございます。

今日ではなくて、また後で数字を教えていただければいいんですけど、今後メンタルの部分で大分多くなる可能性があると思いますが、今事業者さんでストレスチェックをどのぐらいの数実施しているか、また、それとどのぐらいの数の方が受けていらっしゃるのかというのがもし分かれば、そしてストレスチェックが適用外のところも当然あると思いますので、その辺で今後どういうふうになるかというのが心配ですので、ストレスチェックを受けている人数がどのぐらいなのかもし分かれば、今回ではなくて結構ですので、一応そういうことを教えていただければと思います。

以上でございます。

【横田産業保健企画官】 何らかの形でご報告させていただければと思います。

【小西部会長代理】 そのほかいかがでしょうか。齋藤委員、よろしくお願いいたします。

【齋藤臨時委員】 齋藤です。

今回の疾病防止対策に熱中症予防対策を追加されたということについては非常に有効だと思います。特に現場は近年のこの異常気象に伴う暑い中での作業ということで非常に厳しい環境下にありますので、ここに記載のとおり、84ページ、熱中症予防対策というところで、作業環境管理、そして、健康管理、労働衛生教育については非常に重要なことだ

と思いますし、これの周知徹底と、また、指導・教育というところに重点を置いてしっかり取り組んでいただければと思います。

実績として2024年、発生数15と、死亡者が発生したということでございます。数は少ないと思いますが、集計に上がった人数ということで、それ以外の方もいらっしゃると思いますし、熱中症で搬送されたということになると、例えば、脳とかに深刻な影響を及ぼすと、回復されても重大な後遺症を残すということを知っておりますし、ここは非常に重要な問題だと認識しております。ということで、本件については重点的に対策を講じていただきたいと思います。

以上です。

【小西部会長代理】 事務局から何かございますか。

【横田産業保健企画官】 ご意見ありがとうございます。熱中症対策についてはきちんとアナウンス等、必要なものを行っていきたいと思っております。

【小西部会長代理】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、次回、答申の決定に向けた議論をすることとしたいというふうに思います。何かございましたら、遅くとも2月13日までに書面にて事務局である船員政策課までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題4の審議事項である「船員労働安全衛生規則の一部を改正する省令案及び船員の治療と就業との両立支援指針案について」、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

【横田産業保健企画官】 資料4をご覧ください。全体のページ番号で113ページでございます。こちらは船員労働安全衛生規則の一部を改正する省令と船員の治療の就業の両立支援の指針の案についてでございます。

114ページ目からその概要というところをつけさせていただいておりますが、具体的には120ページ目からのスライドのほうで説明させていただければと思います。

120ページ目、ご覧ください。こちらは第181回の船員部会の資料でございますが、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部を改正する法律案の概要でございます。この中で一部治療と仕事の両立支援の推進が入っております。この部分につきましては、対象から船員のほうが除かれておまして、治療と仕事の両立支援を船員について措置するのであれば、別の方法で措置するということが必要となってくることから、今回省令改正をするものでございます。

具体的に陸上の改正をベースとしておりますので、陸上のほうでどのような改正だったとかいう資料が121ページ目でございます。まず、国が治療と就業の両立支援につきましても指針を策定するということが記されております。そして、事業主は指針を踏まえた必要な措置を講じるように努めなければならないという努力義務が課される内容となっております。

この国の定める指針につきましては、現在ガイドラインで運用しております治療と仕事の両立支援を告示に格上げしていく内容となっております。項目としては、治療と仕事の両立支援の趣旨であるとか、労働安全衛生法との関係、両立支援を行うに当たっての留意事項、環境整備、支援の進め方、特殊な場合の対応というところが立てられておまして、基本的には現行のガイドラインを引用していくような形で記載が予定されていると聞いております。

これと同様の措置を船員に対しても取っていきたいと考えておりますが、具体的な支援の進め方につきましては、まず、労働者の方から両立支援の申出を企業にさせていただきます。企業からは勤務状況の情報の提供というものを労働者に対して行っていただきます。この情報提供というのは誰のためかといいますと、労働者がそれをもって主治医に相談に行くためのものがございます。そして、勤務情報というものの提供を受けた主治医が、こういった勤務環境であれば、働くことが可能だと考えるであるとか、少し留意が必要であるとか、そういった意見書を書いていただく、そして、それを労働者からまた企業に持って行っていただきまして、企業のほうでその意見書を踏まえた上でどういうふうに今後労働者の方が働いていくのがいいのか考えていただく、そういったコミュニケーションのツールというところで様式などを定める予定です。

国土交通大臣が仕事と治療の両立支援のための指針を定める、事業主、船舶所有者のほうにその指針に基づいて必要な措置を講じるという努力義務を課させていただき、そして、国の指針の中には国の指針とそれに附属する通達などでこういった主治医や企業とコミュニケーションを図るための様式などを定めていく、そういった内容の省令改正、そして、指針を定めていくというものでございます。

説明は以上でございます。

【小西部会長代理】 ご説明ありがとうございます。

それでは、本件につきましてご質問等ございましたら頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。遠藤委員、よろしく願いいたします。

【遠藤臨時委員】 すみません、質問、意見ではなく要望にはなろうかなと思うんですが、治療と仕事の両立支援に伴って、復職もしくは就労するわけなんですけども、長期の航海における医薬品の処方に関する理解促進ということで、航海日程、その他の事情を考慮して、必要最小限の範囲において、今、投薬、処方箋については1回180日分を限度として投与することが定められているわけなんですけども、この理解促進に向けて、末端のお医者さんまで浸透するように周知の徹底をお願いしたいと思います。陸上と同様に対応されると、船員については生命にもかかわってくる事態も起こり得ますので、そういったことのないようにお願いしたいと思います。

以上です。

【小西部会長代理】 事務局、いかがでしょうか。

【横田産業保健企画官】 ご意見ありがとうございます。遠藤委員のおっしゃるとおり、船員につきましては、薬の処方につきまして180日を限度として認められているところでございます。ただ、このことにつきましてなかなか全ての医師の方がご存じというわけではないのが現状でございます。

そのため、長期処方が必要だと考えられる船員さんが医師に対して制度的に認められているんだという旨を説明するためのツールとしまして、今回指針と同時に定めさせていただく企業の情報提供の様式であるとか、各種様式がございますので、そこで、規則を抜き出すような形で、最大180日船員については処方が可能ですという旨を、国の様式の中で記させていただき、船員の方が制度上は180日まで処方が可能となっていますというところを医師に告げやすくするようにしていくということができるのではないかと考えておまして、その点はさせていただきたいと考えております。

【小西部会長代理】 遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 よろしく申し上げます。

【小西部会長代理】 そのほか何かご質問等いかがでしょうか。

ほかにございませんでしたら、次回、答申に向けた議論をすることとしたいと思います。何かございましたら、遅くとも、この点につきましても2月13日までに書面にて事務局である船員政策課までご連絡いただきますようお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題5の審議事項である「船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件の一部を改正する告示案について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

【前田雇用対策室長】 船員政策課雇用対策室の前田でございます。私よりご説明申し上げます。

通しページ124ページ、資料5をご覧ください。令和8年1月16日付で大臣より交通政策審議会会長宛てに諮問いたしました。

通しページ125ページをご覧ください。今回諮問させていただきます船員職業安定施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件の告示は、船員職業安定法に基づきまして、船舶所有者を代表する団体などで無料の船員職業紹介事業を行おうとする者が提出すべき許可申請書の記載事項や、許可を受けた団体または船員教育機関で届出をした学校である無料船員職業紹介事業者が備え付けるべき帳簿書類等を定めております告示でございます。

改正の背景でございますが、昨年6月、海技人材の確保のあり方に関する検討会とりまとめにおきまして、船員不足の深刻化への対応のため、陸上企業等からの転職者を視野に入れた海技人材確保の間口拡充や、船員の求人求職の効果的・効率的なマッチング促進が不可欠であるとの観点から、今年度中に陸上職の求人票の記載項目を踏まえた船員の求人票の記載内容の見直しを進めるとの方針が打ち出されたことを踏まえまして、先ほど申し上げました告示の一部改正を諮問することといたしました。

補足といたしまして、無料船員職業紹介事業者が備え付けるべき書類として求人票及び求職票の様式を告示の別表として指定してございますが、指定していることの趣旨を申し上げますと、無料の船員職業紹介事業が求職者の利益を増進するよう営まれるために、地方運輸局が行う船員職業紹介業務に準じて業務の運営がなされることを趣旨としてございます。

改正の概要でございますが、先ほど申し上げました背景を踏まえまして、海技人材を取り巻く環境とともに大きく変化してございます、船員に係る求人者・求職者のニーズに 대응るとともに、船員の求人求職の効果的・効率的なマッチング促進のため、求人者・求職者が必要に応じて柔軟に求人票や求職票の様式を変更して使用することができるよう、求人票及び求職票の様式を告示の別表としての指定を取りやめること、言い換えれば、告示の別表を削除することといたします。

告示改正後は別途通達において様式を定めることといたしますが、海技人材の確保のあり方に関する検討会とりまとめの方針を踏まえまして求人票の様式の改正案につきまして、現在労使関係団体の皆様にご説明いたしまして、ご意見をお伺いしているところでござい

ます。

今後のスケジュール、予定でございますが、本年4月1日施行を考えてございます。

また、地方運輸局が取り扱ってございます求人票でございますが、こちらの様式は通達で定めておりますが、こちらも検討会とりまとめの方針を踏まえまして改正案を現在労使関係団体の皆様にご説明いたしまして、ご意見をお伺いしているところでございます。

ご説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【小西部会長代理】 ご説明ありがとうございます。

この点につきまして何かご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。遠藤委員、よろしくお願いいたします。

【遠藤臨時委員】 ちょっと1点確認なんですけども、今ご説明いただいた、施行が4月1日ということで、関係者間で今意見交換しながら検討を進めているという説明だったんですけども、新様式の実施期日も、これは4月1日からスタートさせると、そういう理解でよろしいでしょうか。

【前田雇用対策室長】 そのとおりでございます。

【小西部会長代理】 遠藤委員、よろしくお願いいたします。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。4月1日までには何らかの形で、案も含めて検討されて、様式が決まれば、案の段階でまた周知か何かいただけるということで理解しました。

それと含めて、今後の話になろうかと思うんですが、様式が、今後どういった項目が、もしかしたら追加されるかもしれないし、削除されることもあろうかというふうに思うんですが、そういった際にはぜひとも船員部会で報告等いただきますようお願いしたいと思います。これは要望です。

以上です。

【小西部会長代理】 事務局から何か今の点ございましたら、よろしくお願いいたします。

【前田雇用対策室長】 ご要望を踏まえまして検討してまいりたいと思います。

【小西部会長代理】 そのほか何か質問等ございますでしょうか。それでは、鈴木委員、よろしくお願いいたします。

【鈴木臨時委員】 今の遠藤委員とかぶるんですが、こういった形で柔軟に求人票・求職票をやるというのは非常にいいかもしれないです。その中で確認をできたら、絶対記載事項、この確認だけはしっかりとさせていただいて、統一感は図っていただきたいというこ

とです。そういう要望ですので、よろしく申し上げます。

【小西部会長代理】 そのほか何かご質問等いかがでしょうか。齋藤委員、よろしくお願いいたします。

【齋藤臨時委員】 本件は、4月1日から実施、施行ということで、参考様式とかもう決まっているんじゃないんですか。あと2か月足らずというところがございますが、この様式の変更のポイントとか、具体的項目、どのようにされようとしているのかというところで、参考様式を添付されていてもよかったのかなと思うぐらいなんですが、ちょっとご説明いただければと、ポイントだけで構いませんので、よろしくお願い申し上げます。

【小西部会長代理】 事務局からご説明があれば、よろしくお願いいたします。

【前田雇用対策室長】 改正案につきましては、現在、先ほど申しあげましたように、労使関係の団体に改正案という形で様式の改正案をお示しして、ご説明して、ご意見を伺っているということで、ポイントとしましては、ハローワークで取り扱っている求人票に記載されている内容でポイントを申し上げますと、給料の部分で、船員の求人票につきましては手取り賃金額を書く欄があるんですけども、ハローワークのほうはそれとは別に、基本的には控除前の月額の基本給は幾らなのか、あるいは各種手当について様々書く欄がございますので、それを、うちのほうの求人票につきましては、手取り賃金額の欄はそのまま残した形で、ハローワークのほうで記載のある基本給、月額幾らなのか、各種手当の欄も設けた形で、併記するような形の改正案、あとは育児とか、看護とか介護休暇の取扱実績もハローワークの求人票にはございますので、そういった福利厚生面も重視した形の事業者があるのであれば、そういった部分も欄を活用して、求人企業のPRとしてそういう欄も記載していただければいいのかなと、そういったポイントがございます。

【小西部会長代理】 いかがでしょうか、齋藤委員、よろしくお願いいたします。

【齋藤臨時委員】 ありがとうございます。理解できました。

【小西部会長代理】 そのほか何か質問等ございますでしょうか。

ほかにならなければ、次回、答申の決定に向けた議論をすることとしたいというふうに思います。何かございましたら、遅くとも2月13日までに書面にて事務局である船員政策課までご連絡いただきますようお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題6の審議事項である「船員派遣事業の許可について」でございます。本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害

するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ関係者以外の方は会場及びWEB会議からご退出をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【小西部会長代理】 本日、意見を求められました諮問につきましては、「別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について、許可することが適当である。」という結論とし、海事分科会長にご報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小西部会長代理】 それでは、そのような形で取り扱わせていただきます。

これで、本日の予定されていた議事は全て終了いたしました。

ほかに何かございますでしょうか。遠藤委員、お願いいたします。

【遠藤臨時委員】 これまで水素燃料を使用する船舶についての問題提起といたしますか、そういった指摘といたしますか、意見させていただいておりましたけれども、安全の観点から見て、水素との混焼船に至ってはやはり懸念を払拭するには至っていないわけでありまして、これまでもそうですけれども、新燃料の導入に当たっては慎重に進めるべきだと思っております。

今般就航するタグボートにおいては、水素との混焼船であることのほかに、高出力なエンジンが搭載されており、構造、仕組み、それから、船員が水素に対する知見を得る必要性も含めまして、乗船する船員の安全を確保する上で、水素燃料電池船の安全ガイドラインで事業者任せにするのは不安だというふうに考えております。

船員が安心して乗船できるように、先行するアンモニア燃料を使用したタグボート同様に、水素との混焼船に乗り込む船員に対する適切な教育訓練が前提であるのに加えて、雇入対象者がそのような教育訓練を終了していることを確認する必要があると考えております。

以上です。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。

ただいまご発言があった点につきまして、事務局、いかがでしょうか。それでは、よろしくをお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 労働環境対策室長の成瀬でございます。私のほうからご説

明させていただきます。

水素燃料船につきましては、水素燃料電池船の安全ガイドラインというところに準じた教育訓練をさせていただくということでこの船員部会でも報告させていただいており、そのホームページ上の見せ方ということで、当該ガイドラインのどの部分が具体的に船員の教育訓練内容になるのかということを示し、その上で水素電池燃料船と水素混焼船の推進の構造の違いというものを明らかにした上で、どのように対応するかということでご説明させていただいたところでございます。

それで、今遠藤委員がおっしゃられた、まさに新燃料船という観点で慎重な対応が必要ということ、また、そのガイドラインというものが500トン未満の船舶を対象にしているんですが、タグボートということで出力が非常に大きいということ、また、船員さんのほうでも、国による基準等を定めた上で、その基準に則って確認した船員を乗船させるという仕組みでないという不安だということ、これらのご指摘を踏まえまして検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

【小西部会長代理】 遠藤委員、いかがでしょうか。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。

検討するということですが、いずれにしても、タグボートの水素混焼船などの技術開発は先進技術として発展を遂げていただきたいと考えておりますし、乗船する船員の安全確保が第一でございますので、しっかり対応していただきたいということと、できる限り早く、安心して乗船できるような体制づくりを検討していただきたいと思います。

以上です。

【小西部会長代理】 事務局からお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 遅滞なく検討してまいりたいと思います。

【小西部会長代理】 そのほか何か。藏本委員、お願いいたします。

【藏本臨時委員】 すみません、時間が超過しているところ。

先ほど松本委員から質問のあった基本訓練の告示制定について、前回諮問されていますが、我々業界のほうから要望させていただいた講習会を実施いただきまして、誠にありがとうございました。

私もちょっと傍聴してしまして、船舶所有者が発行すべき修了証書、これの書式がいろいろあって、非常に細分化されていることで混乱を招くことが懸念されております。訓練

記録簿なども含めて柔軟な運用と地方運輸局の丁寧な説明を今後よろしくお願いいたします。

【小西部会長代理】 ただいまご意見あった点について事務局お願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 労働環境対策室長の成瀬でございます。ご指摘どうもありがとうございます。

今回かなり複雑な仕組みになっているということで、様式も様々あるということですので、説明会でもその辺を丁寧には説明してきたんですけど、まだちょっと不十分な点がございますので、さらに説明していくとともに、国交省のホームページ上に今回の制度、今まではどうだったか、今後はどうなるかという、どの書式を提出していただかないといけないかということも含めて詳細のほうを掲示させていただきます。

さらには、質問ということで、Q&Aというものもホームページ上に載せておまして、追加でご質問いただければ、そこに追加していくことにしております。

そして、運輸局のほうにも周知しておりますので、運輸局にもお尋ねいただければと思っております。

私からは以上です。

【小西部会長代理】 藏本委員、よろしいですか。

【藏本臨時委員】 ありがとうございます。

【小西部会長代理】 そのほか何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局よりお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【小西部会長代理】 それでは、本日長くなりましたが、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第191回船員部会を閉会いたします。

本日は、お忙しいところ委員及び臨時委員の皆様には会議にご出席いただき、ありがとうございます。これで終了いたします。

— 了 —